

# JIS

## ガス用強化ゴムホース，継手及び ホースアSEMBリ

JIS K 6351 : 2025

(JRMA/JSA)

令和7年1月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	坂 田 祥 治	公益社団法人消費者関連専門家会議
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップパリュ株式会社
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.11.1 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 品質	3
4.1 ホース	3
4.2 継手	5
4.3 ホースアセンブリ（ホースと継手との接合部）	7
5 構造及び材料	8
5.1 ホース	8
5.2 継手	8
5.3 ホースアセンブリ	11
6 寸法	11
6.1 ホースの寸法	11
6.2 継手の寸法	11
6.3 ホースアセンブリの呼び径	15
6.4 ホースアセンブリの長さの取り方及び許容差	15
7 試験の一般条件	16
7.1 試験室の標準温度	16
7.2 試験片の状態調節	16
7.3 試験成績の数値の丸め方	16
7.4 最小曲げ半径	16
8 試験	17
8.1 ホースの試験	17
8.2 継手の試験	23
8.3 ホースアセンブリの試験	28
9 表示	30
9.1 ホース	30
9.2 継手	31
9.3 ホースアセンブリ	31
10 取扱上の注意	31
附属書 A（参考）ホースアセンブリ	32
附属書 B（参考）TU おねじ先端部形状	33
附属書 C（参考）耐ガス透過試験の試験装置及び試験方法	34
解 説	36

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ゴム工業会（JRMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 6351:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 8 年 1 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 6351:2017** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# ガス用強化ゴムホース，継手及びホースアセンブリ

## Wire reinforced rubber hoses, fittings and hose assemblies for gas

### 1 適用範囲

この規格は、圧力 3.3 kPa 以下の都市ガス<sup>1)</sup> 及び液化石油ガス<sup>2)</sup> のガス栓とガス燃焼機器との間を連結する呼び径が 9.5(10)<sup>3)</sup> 以上のガス用強化ゴムホース<sup>4)</sup> (以下、ホースという。)、ホースアセンブリ及びこれらに用いる継手について規定する。

**警告** この規格の利用者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

**注<sup>1)</sup>** 都市ガスとは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づく、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号）に掲げるガスグループのガスをいう。

**注<sup>2)</sup>** 液化石油ガスとは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）の液化石油ガス（以下、LP ガスという。）の規格に掲げるガスをいう。

**注<sup>3)</sup>** 括弧内の呼び径は、LP ガス用の呼称である。

**注<sup>4)</sup>** LP ガス用では燃焼器用ホースという。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 0203** 管用テーパねじ

**JIS B 0253** 管用テーパねじゲージ

**JIS B 2401-1** O リンガー 第 1 部：O リンガ

**JIS B 7721** 引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法

**JIS G 3101** 一般構造用圧延鋼材

**JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯

**JIS G 3314** 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯

**JIS G 3446** 機械構造用ステンレス鋼鋼管

**JIS G 3454** 圧力配管用炭素鋼鋼管

**JIS G 3459** 配管用ステンレス鋼鋼管

**JIS G 4051** 機械構造用炭素鋼鋼材